

# 入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成24年8月2日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

- ① 平成24年度褐毛和種の経営に関する調査
- ② 平成24年度日本短角種の経営に関する調査
- ③ 平成24年度乳用種初生牛の経営に関する調査
- ④ 平成24年度大規模肉用牛経営動向に関する調査

(2) 仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成25年2月28日(木)

(4) 納入場所 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)

(5) 入札方法 本件は、入札書及び企画提案書を受け付け、価格と価格以外の要素(技術)の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札である。

## 2 競争参加資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付15農畜機第152号)第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 入札日において、平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「調査・研究」に登録された者であって、1の(1)の①から④に関するそれぞれの入札説明書の仕様書における業務を提供することが可能な者であること。
- (3) 入札説明書の交付を受けた者（入札説明会において若しくは入札説明会開催日から平成24年8月22日（水）まで3の問い合わせ先で交付する）

### 3 問い合わせ先及び入札説明会

#### (1) 問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル (独)農畜産業振興機構 畜産経営対策部 交付業務課 (担当：藤戸) Tel 03-3583-8513 Fax 03-3589-8729
---

#### (2) 入札説明会

- ① 日時：平成24年8月8日（水） 10時30分～11時30分
- ② 場所：機構 北館6階 中会議室
- ③ 入札説明書は、当日配布する。
- ④ 入札説明会に出席する場合は、必要事項を別紙様式第1号に記入し、(1)の提出先に平成24年8月7日（火）12時00分までにFAXにより送信すること。

### 4 入札参加方法

入札参加者は、以下の書類を持参又は郵送により、3の(1)の提出先に提出すること。FAX、電子メール等での提出は受理しない。

#### (1) 参加表明書

別紙様式第2号の参加表明書に必要事項を記入すること。

- ① 提出期限：平成24年8月28日（火）17時45分
- ② 提出部数：1部

#### (2) 企画提案書等

- ① 提出期限：平成24年8月31日（金）12時00分
- ② 提出書類及び提出部数
  - ・企画提案書：10部
  - ・会社情報及び直近の決算資料（貸借対照表、損益計算書）：各10部
  - ・企画提案会で使用するパワーポイントで作成した電子データ（CD-R）1式なお、パワーポイントは、PowerPoint2007を準備するので、当該バージョンで正常に動作するファイルとする。

#### (3) 入札書

入札書は、入札及び技術審査の当日に持参し、提出するものとする。

### 5 入札及び技術審査の実施内容

- (1) 日時：平成24年9月4日（火）10時～16時30分
- (2) 場所：機構 南館1階 会議室
- (3) プレゼンテーションの実施

入札参加者は、4の(2)の「企画提案書」をもってプレゼンテーションを行うこと。

時間：15分 質疑：5分

注1) プレゼンテーションは、プロジェクトリーダーが行うこと。

注2) パソコン、プロジェクター等は機構が準備する。

注3) 参加希望者が多数の場合は、事前の書類選考により入札への参加者を選考する。また、各社のプレゼンテーションの開始時間は、入札日の前日に連絡する。

(4) 技術審査委員会の設置

価格及び価格以外の要素(技術)を総合評価するために、機構内に、機構役職員で構成する技術審査委員会を設置し、評価項目一覧表の評価基準により評価を行う。

上記評価項目一覧表は、入札説明会で配布する。

(5) 開札、技術審査委員会の開催

入札参加者すべてのプレゼンテーション終了後、入札書の開札及び技術審査委員会を開催し、総合評価を行う。

(6) 結果の通知

選考結果は、技術審査委員会終了後に提案者全員に電話又はメールにて通知する。なお、審査結果の内容等の照会には応じない。

6 落札方式と点数配分

(1) 次の要件をすべて満たしている者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 評価項目一覧表の評価項目(以下「評価項目」という。)の必須項目に係る基礎点をすべて満たしていること。技術審査委員が必須項目のうち1項目でも基礎点を満たしていないと判断した場合は「不合格」となる。

(2) 点数配分

価格及び価格以外の要素(技術)の点数配分は次のとおりとする。

価格点	1 / 3	50点
技術点	2 / 3	100点
計	3 / 3	150点

(3) 評価方法

① 価格点

入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に係る得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times \text{入札価格に係る得点配分 (50点)}$$

② 技術点

技術点は基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうち必須となる項目であり、すべてを満たしていなければならない。加点は必須項目以外に優れた提案を入札参加者が行った場合に付与されるボーナス点である。

ア 基礎点

基礎点は、評価項目の必須となる項目のみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていない項目が1つでもあれば「不合格」となる。

## イ 加点

加点は、評価項目のうち優れた提案がなされた場合に付与される。

加点は、提案された内容を評価項目一覧表の評価基準に照らしてその充足度に応じて点数が付される。入札参加者に対して次表の1から5点の5段階により評価する。

評価内容	得点
非常に優れている	5
優れている	4
標準的・普通	3
やや劣っている	2
記載なし、又は期待できない	1

### (4) 落札者の決定

価格点と技術点を合計した得点が、入札参加者の総合評価点となり、この総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無及び提案された企画内容が適正に実施できるかを確認した上、落札者を決定する。

総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

## 7 契約について

- (1) 本調査の業務契約は、落札者と業務契約の協議が整い次第、当機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
- (2) 機構契約事務細則に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係は生じるものではない。
- (3) 機構契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。

## 8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、委託先の選定のためだけに使用する。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、提出者に対して以後参加停止を行うことがある。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、企画提案書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否 要

## 9 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開する等の取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応

札又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（以下「役員経験者」という）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（以下「課長相当職以上経験者」という）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、現在の職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供する情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

別紙様式第1号

「平成〇〇年度〇〇〇〇に関する調査」に係る説明会出席届（例）

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者  
総括理事 殿

住 所  
法人名

「平成〇〇年度〇〇〇〇〇に関する調査」に係る説明会への出席を希望します。  
なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

（担当者）  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

※ 複数名出席する場合は、出席者全員の名前を記入すること。

別紙様式第2号

「平成〇〇年度〇〇〇〇に関する調査」に係る参加表明書（例）

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者  
総括理事 殿

住 所  
法人名  
代表者名 印

「平成〇〇年度〇〇〇〇に関する調査」に係る総合評価落札方式による一般競争入札に参加を希望します。

なお、提案に関する担当者は、下記のとおりです。

記

所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス